

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：生産緑地法第8条の許可を要する行為の見直し（生産緑地法施行令第6条の改正）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省都市局都市計画課、公園緑地・景観課

評価実施時期：令和6年9月13日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の拡充によって生じる遵守費用の種類としては許可申請に要する費用、行政費用の種類としては申請の処理に要する費用が想定される。当該状況を鑑みると、遵守費用と行政費用の合計が10億円以上となることは到底見込めない。また、個々の規制対象者の遵守費用を定量化することは困難であるが、3に記載のとおり、その金額は1万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 令和 6 年 5 月 29 日に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）の施行に当たって必要な措置を講じるとともに、生産緑地法施行令（昭和 49 年政令第 285 号）を改正し、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条の市町村長の許可を要しない行為の見直しを行う。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 近年、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、我が国は世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあるとの課題がある。
- ・ こうした背景を踏まえ、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築する改正法が成立したところであり、貴重な都市緑地である生産緑地地区についても、その機能の維持・保全を一層確保する必要がある。
- ・ 生産緑地法では、生産緑地地区内における建築等の行為について、同地区の農地等が有する環境機能等の維持・保全の確保のため、市町村長の許可を受けなければならないとされ、同法第 8 条第 2 項各号に規定する施設に係る建築等の行為に限り許可することができることとされているところ、平成 29 年に成立した都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）により、生産緑地地区やその周辺で生産された農産物等の加工工場や直売所など農林漁業の生産行為と直接結びついていない施設が同項に規定する施設として追加され、その設置が可能となった。
- ・ しかしながら、現行の生産緑地法及び生産緑地法施行令においては、これらの直売所等の施設の設置・管理に係る行為は市町村長の許可手続まで不要とされており、その規模や用途が適切でない場合には、農地等の有する緑地の機能の維持・保全に著しい支障を及ぼすことが危惧される。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記課題を解消するために、現行法において許可手続の対象外となっている以下の施設の設置・管理に係る一定の行為について市町村長の許可にかからしめることとする。
 - － 農産物等の処理や貯蔵に必要な共同利用施設（ライスセンター、選果場等）
 - － 農林漁業に従事する者の休憩施設（休憩所、あずまや等）
 - － 当該生産緑地地区やその周辺で生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造・加工の用に供する施設（加工工場等）
 - － 当該農産物等又はこれを主たる原材料として製造・加工された物品の販売の用に供する施設（直売所等）
 - － 当該農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設（農家レストラン等）

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 令和5年末時点において合計11,171haの生産緑地地区が指定されている。本政令改正後に新たに許可手続きの対象となる加工工場や直売所等の施設（以下「規制対象施設」という。）の設置・管理に係る行為は4に記載の意見聴取の結果を踏まえ年間数件程度と推定されるところ、当該行為が市町村長の許可の対象となることにより、その規模や用途が適切でない場合には予めこれを把握し、当該行為を許可しないことで生産緑地内の農地等が有する緑地の機能が損なわれることを未然に防止することができる。許可の対象としなかった場合には、そもそもこれらの行為を予め把握できず、貴重な緑地が無秩序に失われる可能性がある。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- 当該規制の拡充により、従来は許可手続を行わずに実施することができた行為についても市町村長の許可が必要となったため、遵守費用として当該行為の実施に当たり、その許可を申請するための費用が発生する。
- 許可申請のための費用については、設置しようとする施設の規模や用途により説明資料の作成にかかるコストが異なると考えられるため、定量的に示すことは困難であるが、例えば、許可を申請するのに必要な人員を1名、申請に要する時間を2時間と仮定した場合、当該行為に関する申請に要する費用は5,604円と想定される。また、既存の制度に基づく近年の許可実績は全国で年間20～30件程度である。

○平均給与（年間、産業計）÷総実労働時間（年間、事業所規模5人以上）＝（担当者の時給）

4,576,000÷1,633≒2,802円

○担当者の時給（円）×担当者の人数（人）×協議に要する時間（時間）＝当該協議1件当たりの遵守費用

2,802×1×2＝5,604（円）

※給与額及び労働時間の出典は次のとおり。

平均給与月額（年間、産業計）：令和4年分 民間給与実態統計調査（国税庁）

総実労働時間（年間、事業所規模5人以上）：労働統計要覧 令和4年度（厚生労働省）

<行政費用>

- 当該規制の拡充により、生産緑地地区を指定している市町村に規制対象施設の設置・管理に係る行為が良好な生活環境の確保を図るうえで支障がないものかを確認する作業が発生する。
- 設置しようとする施設の規模や用途により確認に要するコストが異なると考えられるため、定量的に把握することは困難であるが、例えば、許可をするのに必要な人員として係長を1名、許可に要する時間を2時間と仮定した場合、当該行為に関する申請に要する費用は4,986円と想定される。また、既存の制度に基づく近年の許可実績は全国で年間20～30件程度である。

○平均給料月額（一般行政職員、全地方公共団体）÷所定内労働時間（1ヶ月当たり、事業所規模5人以上）＝（担当者の時給）

315,093÷126.4≒2,493 円

○担当者の時給（円）×担当者の人数（人）×協議に要する時間（時間）＝当該協議 1 件当たりの遵守費用
2,493×1×2＝4,986（円）

※給与額及び労働時間の出典は次のとおり。

平均給料月額（年間、産業計）：令和 4 年地方公務員給与の実態（国税庁）

所定内労働時間（年間、事業所規模 5 人以上）：労働統計要覧 令和 4 年度（厚生労働省）

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

☐その他

（具体の理由： ）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・政令市等の複数自治体に聞き取りをしたところ、把握している規制対象施設は数件（多くの生産緑地を保有しており、許可不要の施設であっても届出を受けている市でも、規制対象施設は僅少である）とのことであり、申請者や自治体等の負担を殊更増加させるものではないと考えられる。

＜関連する会合の名称、開催日＞

—

＜関連する会合の議事録の公表＞

—

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行後 5 年（令和 11 年）を目処に事後評価を実施する。